

建設業関連法令の改正点

POINT 専門業種として「解体工事業」が新設
下請契約請負代金等の金額要件が一部緩和

建設業許可に関連する事項に大きな改正があると聞きましたが、具体的に何が変更されたのでしょうか？

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）が平成28年6月1日に施行されました。主な改正点を整理しますと以下ようになります。

解体工事業の新設

解体工事を取り巻く環境の変化（重大な公衆災害の発生、環境等への配慮、建築物等の老朽化による需要増など）に対応し、工事の施工において事故を防ぎつつ工事の質を確保する必要があることから、建設業の許可に係る業種区分が約40年ぶりに見直され、新たな専門業種として「解体工事業」が新設されました。

請負金額が500万円以上（税込み）の解体工事を受注する建設業者は、「解体工事業」許可を業種追加する必要がありますが、施行日時点において「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事

業を営んでいた建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事の許可を受けずに解体工事を施工することができ、経過措置が設けられています。

また、技術者については平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（平成28年5月31日時既存の者に限る）も解体工事業の技術者とみなす措置が取られています。

注意 経営事項審査を受ける際の

経営事項審査（以下「経審」という）とは、公共工事を受注する建設業者が必ず受けなければならない審査です。「解体工事業」の許可を業種追加した業者及び「とび・土工工事業」の許可による経過措置で経審を受ける業者においては申請方法が従来と異なります。書式等も変更点がありますので、詳しくは静

岡県が提供する「平成28年度経営事項審査申請要領（別冊）」にて、ご確認ください。

また、経過措置を設けてはありますが、経審の申請業種については、入札参加を希望する発注機関に確認してからの受審をおすすめします。

金額要件の一部緩和

近年の社会経済情勢の変化に対応するため、建設業法施行令が改正され、金額要件が一部緩和されました。（金額は全て税込み）

① 特定建設業の許可や監理技術者の配置が必要になる下請契約請負代金の額

建築一式工事…4500万円から6000万円に引き上げ

建築一式工事を除く28業種…3000万円から4000万円に引き上げ

② 施工体制台帳の作成が必要になる下請契約請負代金の額

建築一式工事…4500万円から6000万円に引き上げ

建築一式工事を除く28業種…3000

万円から4000万円に引き上げ
③ 専任の現場配置技術者が必要になる建設工事の請負代金の額

建築一式工事…5000万円から7000万円に引き上げ
建築一式工事以外の28業種…2500万円から3500万円に引き上げ

また、平成28年11月1日からは建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書への法人番号記載欄の追加が予定されていますので、ご注意ください。

その他にも、経営業務の管理責任者の要件緩和、監理技術者証と監理技術者講習修了証の統合などの改正に加えて様式の変更もあります。詳細は国土交通省、県のHP等でご確認ください。

回答



行政書士 赤木事務所 所長
赤木大輔 さん